

工事のお知らせとお願い

(連絡先等)

さいたま市 南部建設事務所 道路安全対策課

橋りょう整備係 担当係長：和久津 担当：橋本

TEL 048-840-6205 FAX 048-840-6266

E-mail：nanbu-doro-anzen@city.saitama.lg.jp

本市道路行政について、日頃から格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、下記に示す道路工事を行います。工事施工期間中は、一部区間で交通規制が生じ、騒音・振動等でご関係の皆様には大変ご惑をおかけしますが、工事による影響を極力最小限とするよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

工事に関し、ご不明な点等がございましたら、誠にお手数ではございますが、上記連絡先か工事施工業者までお問合せいただきますよう、お願いいたします。

記

工 事 名	ゾーン30プラス整備工事（緑区美園五・六丁目地区）
工 事 場 所	さいたま市緑区美園5丁目地内外
工事期間（予定）	令和5年11月13日～令和5年12月22日（土・日曜日、祝日休工）
工 事 時 間	午前9：00 から午後5：00 頃まで
工 事 内 容	生活道路での自動車の最高速度を時速30kmに規制する交通安全対策工事で、主に路面表示の設置・消去をします。 ※裏面参照
工 事 施 工 者	交通産業株式会社 担当 中村 TEL 048-861-5881 FAX 048-838-3863
備 考	作業時は、片側交互通行・車両通行止めになる場合があります。 ※車等の出入りはお声がけいただければ、その場で対応いたします。

《 案 内 図 》



『ゾーン30プラス』とは？



生活道路における交通安全対策の一つで、最高速度30 km/hの速度規制を定めた「ゾーン30」と、車両の通行部分を局所的に狭める「狭さく」や、路面に凸部を設ける「ハンプ」等の物理的デバイスを適切に組み合わせた、人優先の安全安心な通行空間の整備に取り組むものです。

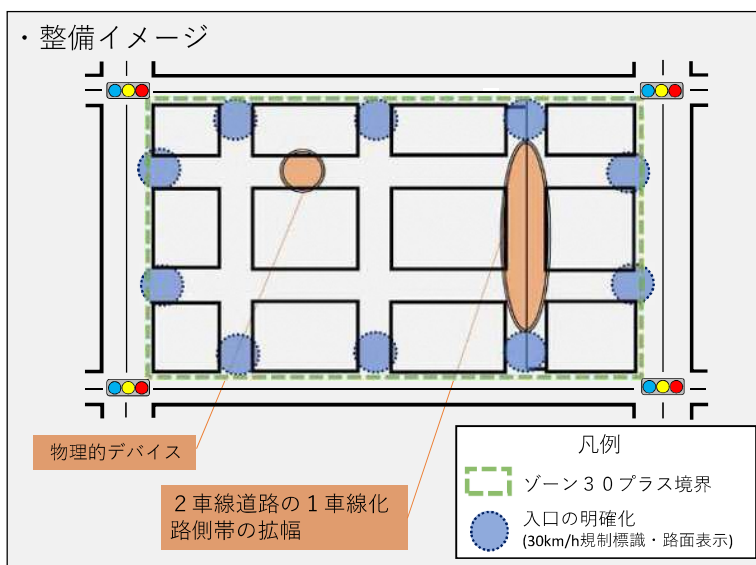
■どんな場所で？

市街地等から、2車線以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所を選定し、その中で生活道路が集積している区域をゾーンとして設定しています。

■何をする？

● ゾーン内を通り抜ける自動車の進入を抑制するために、ゾーン入口に最高速度規制の標識などを設置して、範囲を明確にします。

● ゾーンの中では、最高速度30 km/hの規制、物理的デバイス（狭さくやハンプ等）、路側帯（白線やグリーンベルト）の設置、2車線道路を1車線化するなどして、歩行者等の通行に十分な幅員を確保します。



■誰が？

警察と市役所（道路管理者）が、連携して事業を進めます。

例えば「止まれ」の停止線や標識の設置は警察署が行い、「止まれ」の文字は道路管理者が設置します。これらの対策を一緒に実施することで、より効果が高い交通安全対策を進めていきます。

■どのように整備するの？

事故の発生状況や交通状況、対象地域にお住まいの方々のご意見等を踏まえ、交通安全対策のための内容を検討して整備していきます。

■対策事例

・ゾーン入口



標識

・物理的デバイス対策路線の入口



看板



路面表示

・ゾーン内の生活道路

2車線道路を1車線にし、グリーンベルトと物理的デバイス（狭さく）を設置
※写真は令和4年度ゾーン30プラス整備箇所での対策例です。

